

富士見市行財政改革市民会議設置要綱

(平成11年1月25日決裁)

(設置)

第1条 本市における行財政改革の推進にあたり、広く市民の意見を求めるため、富士見市行財政改革市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、本市の行財政改革の推進に関する事項について、提言を行う。

(組織)

第3条 市民会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 市民会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。